

振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定の一部を改正する告示

平成27年6月8日

塩竈市告示第90号

振動規制法に基づく特定建設作業に係る区域の指定(平成24年告示第100号)の一部を次のように改正する。

「(平成24年塩竈市告示第99号)」を「(平成27年塩竈市告示第89号)」に改める

第2項に次の1号を加える。

- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 附 則

この告示は、平成27年6月8日から施行する。